

〔委託業務の内容〕

1. 工事名
2. 排出場所
3. 委託期間 年 月 日 から 年 月 日まで
4. 積替・保管の有無（有・無）

a) 施設の内容

会社名	施設所在地
許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥 その他 ()
保管上限	m、m ³ (どちらかを○で囲む)

b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 _____

c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む)

(排出場所 積替・保管施設) から (積替・保管施設 処分施設) まで

- 1) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の産業物と混合することの許否 (許・否)
- 2) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選を行うことの許否 (許・否)

積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 _____

5. 廃棄物の種類数量・契約単価及び処分会社 (丙) 許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬 (a)	処分 (b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	 t.m ³	破碎・再生 (中間処理)	320 m ³ /日	兵庫県宍粟市山崎町千本屋 290-1 (株)イガキ
アスファルト・コンクリートがら	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	 t.m ³	破碎・再生 (中間処理)	320 m ³ /日	兵庫県宍粟市山崎町千本屋 290-1 (株)イガキ
その他がれき類 ()	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	t.m ³	破碎・ ()	m ³ t.m ³ /日	
ガラスくず及び陶磁器くず	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	t.m ³	破碎・埋立 ()	m ³ t.m ³ /日	
廃プラスチック類	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	t.m ³	破碎・溶解 ()	m ³ t.m ³ /日	
金属くず	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	t.m ³	破碎・ ()	m ³ t.m ³ /日	
紙くず	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	t.m ³	破碎・焼却 ()	m ³ t.m ³ /日	
木くず	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	t.m ³	破碎・焼却 ()	m ³ t.m ³ /日	
繊維くず	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	t.m ³	破碎・焼却 ()	m ³ t.m ³ /日	
廃石膏ボード	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	t.m ³	破碎・焼却 ()	m ³ t.m ³ /日	
建設汚泥	円/ (t.m ³)	円/ (t.m ³)	t.m ³	脱水・溶解 ()	m ³ t.m ³ /日	
連合廃棄物	安定型品目のみ	円/ (t.m ³)	t.m ³	()	m ³ t.m ³ /日	
	管理型品目含む	円/ (t.m ³)	t.m ³	()	m ³ t.m ³ /日	
その他		円/ (t.m ³)	t.m ³	()	m ³ t.m ³ /日	
		円/ (t.m ³)	t.m ³	()	m ³ t.m ³ /日	
特管廃棄	廃石綿類	円/ (t.m ³)	t.m ³	溶解・埋立 ()	m ³ t.m ³ /日	
		円/ (t.m ³)	t.m ³	()	m ³ t.m ³ /日	
合計予定数量	 t.m ³		必要な情報 (性状及び荷姿等)			
合計予定金額	収集運搬 (a) × (c) 円	処分 (b) × (c) 円	中間処理後再生材及び再生路盤材として資源化する			
事前協議の要否	要・ <input checked="" type="radio"/> 否					

注釈：処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。
※：性状等に変更が生じた場合は、文章により通知する。

建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
 - (2) 許可車両番号
 - (3) 必要に応じて提出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。
2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理をするにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄を記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、再委託承諾書は5年間保存する。

(委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙又は丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙は、それぞれのマニフェストを5年間保存する。
 3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の築地集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

- 第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(業務の調査)

- 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
 3. 甲は、事前の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めことができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

- 第8条 乙又は丙が、業務遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密の保持)

- 第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

- 第10条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
 3. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。
本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数
●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●
●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●

協議事項
本工事にて排出する産業廃棄物については石綿・その他有害物質を含まないことを証明いたします。
現場代理人 **会社太郎** 

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書(収集運搬用)			2号文書(処分用)		
1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	1万円 未満	非課税	1,000万円 以下
10万円 未満	200円	5,000万円 以下	100万円 未満	200円	5,000万円 以下
50万円 未満	400円	1億円 以下	200万円 未満	400円	1億円 以下
100万円 未満	1,000円	5億円 以下	300万円 未満	1,000円	5億円 以下
500万円 未満	2,000円		500万円 未満	2,000円	100,000円

(平成12年7月現在) ◀印紙額